

第28回

新JICAの環境社会配慮ガイドラインの検討に係る有識者委員会

日時：平成21年7月29日（水）

場所：JICA研究所 大会議室

【学識経験者】

原科 幸彦	東京工業大学大学院総合理工学研究科環境理工学創造専攻教授
堀田 昌英	東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻准教授
松下 和夫	京都大学大学院地球環境学堂教授
吉田 恒昭	東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻教授

【NGO】

木村 信夫	ブリッジエーションジャパン 技術部長
清水 規子	国際環境 NGO FoE Japan 開発金融と環境プログラムスタッフ
高橋 清貴(ご欠席)	日本国際ボランティアセンター調査研究・政策提言担当
満田 夏花	特定非営利活動法人 メコン・ウォッチ政策担当

【産業界】

中 博一	社団法人 日本貿易会経済協力委員会副委員長（伊藤忠商事株式会社 機械貿易総括室長代行）
高梨 寿	社団法人 海外コンサルティング企業協会専務理事
千吉良 久暢(ご欠席)	株式会社 三菱東京 UFJ 銀行ストラクチャードファイナンス部プロジェクト環境室上席調査役
中山 隆	社団法人 海外建設協会常務理事

【政府関係者】

北村 俊博	外務省国際協力局政策課首席事務官
高見 博	財務省国際局開発企画官
大村 卓	環境省地球環境局環境協力室長
山浦 崇	経済産業省貿易経済協力局資金協力課企画係長

【事務局発言者】

天田 聡 JICA 企画部業務企画第二課課長
杉本 聡 JICA 審査部環境社会配慮審査第一課課長
上條 哲也 JICA 審査部環境社会配慮審査第二課課長

【事務局以外の JICA 発言者】

岡崎 克彦 JICA 審査部部长

午前9時32分 開会

開 会

○原科座長 おはようございます。定刻になりましたので開始いたします。既にもう過半数の方は御出席いただいております。

きょうは28回目になりますけれども、そろそろ区切りをつけたいと思ひまして、前回残りました大きなポイント2つについての対応を考えたいと思ひます。それから今後のスケジュール等も検討したいと思ひます。

議 題

(1) 新ガイドライン素案(第3版)について

○原科座長 まず、新ガイドライン素案(第3版)という形で出していただきましたが、変更点と申しますか、確認すべき点を御説明いただひて議論したいと思ひます。上條さん、願ひします。

○事務局(上條) それでは、きょう配付させていただきました第3版を、修正箇所を中心に御説明させていただきます。第2版から第3版にかけての修正箇所は7点ありまして、そこは網かけをしてあります。

それでは、確認の意味もこめまして最初のページから一応御説明します。

1 ページ目は特に第2版からの修正点はございません。

2 ページ目も、「理念」、「目的」のところでも特に修正点はありません。

1. 3 の「定義」、3 ページですけれども、そこでも特に第 2 版からの修正点はございません。

4 ページ目、「定義」の続きですけれども、そこでも特に修正点はありません。

5 ページ目の 1. 4 の「環境社会配慮の基本方針」も特に修正点はありません。

6 ページ、1. 5 の「JICA の責務」、1. 6 の「相手国に求める要件」も特に修正点はありません。

7 ページ、1. 7、1. 8、1. 9、1. 10 も特にありません。

II ですけれども、「環境社会配慮のプロセス」の 2. 1 も特にありません。

8 ページ目ですけれども、2. 2 の「カテゴリ分類」も特に表現の変更はございません。

9 ページ、2. 3 「環境社会配慮の項目」ですが、9 ページの部分はないのですけれども、めくっていただきまして 10 ページ目、ここは前回御指摘のあったところで、パラの 2 のところですが、その御指摘をいただいた方と打ち合わせをいたしまして、「不可分一体の事業の影響」という言葉を入れてあります。ここが 1 つ目の修正点です。

次ですが、2. 4 は特にありません。

2. 5 も特に修正点はありません。

11 ページ目の 2. 6 のパラ 3 ですが、最終的な表現としましては、「プロジェクトが世界銀行のセーフガードポリシーと大きな乖離がないことを確認する」という表現になりました。

2. 7 の「環境社会配慮助言委員会による助言」ですが、ここは前回議論のあったところですが、このパラ 1 で、この表現はいろいろ修正点が入ってわかりづらいですが、ここは別紙にもあるものなのですけれども、全文読みますと、「環境社会配慮助言委員会は、カテゴリ A 案件及びカテゴリ B 案件のうち必要な案件について」、ここから修正が入ったのですけれども、「協力準備調査においては、環境社会配慮面の助言を行い、環境レビュー段階及びモニタリング段階では報告を受け、必要に応じて助言を行う」という表現といたしました。

では、この部分の別紙の説明をいたします。

○事務局（杉本） お手元の資料の 28-1-2 をごらんいただければと思います。

いろいろと委員会の中でも議論がありました箇所ございまして、ガイドライン本文に加えまして、私ども事務局の方で多少具体的な形を考えておりますので、今回資料として

提示させていただいております。

Iの「ガイドライン本文」は、今、上條から御説明申し上げましたので、IIの「運用」と書いているところをご覧下さい。1の「協力準備調査」、2の「環境レビュー段階」、3の「モニタリング段階」ということで、それぞれ本文に対応した形で書いております。

1の「協力準備調査」につきましては、現行の開発調査を頭に、調査における環境社会配慮調査のスコーピング案及び報告書のドラフトに対してそれぞれ助言をいただくという形で記載しております。

2は「環境レビュー段階」でございますが、これは具体的なケースを想定いたしまして、実際に協力準備調査を実施した場合と、これを実施していない場合ということで2つに分けて記載しております。

(1)の「協力準備調査を実施した場合」でございますが、これは1の流れをそのまま受けまして、環境レビュー段階におきましては、JICAは環境社会配慮文書の状況に関する報告を行うと想定しています。「状況」と書かせていただいておりますのは、基本的にこの前段階の協力準備調査の時点で内容についてかなり細かく見ていただいて、助言もいただいておりますので、その内容をまた一から説明ということではなく、基本的にはそれを踏まえた形での報告等をさせていただくという趣旨でございます。

スムーズに流れていけば、そういった形で前の助言も踏まえて物事を進めていけるかなと思っておりますが、「また」以下で書かせていただいておりますのは、調査を行った後に環境社会配慮影響に大きな状況の変化が生じた場合等、例えば調査を行った後、いろいろな理由で数年期間があいてしまってから案件の具体的な検討が始まったというような場合には、その期間に何かしら状況の変化が現地で生じている可能性がございます。そういったものを考慮してこれは書いておりますが、何か状況の変化があれば、それは調査以降に発生したことになりますので、その部分については、これは委員の方から専門的見地から助言を行っていただくということで考えております。

それ以降のところでございますが、これは念のためというところもありますけれども、そういった助言の対象になったもの以外につきましても、委員の方で、この案件についてはぜひ助言をということがございましたら、それは、ある程度事務の制約上時間を区切らせていただく必要はあるかなと思っておりますけれども、助言をいただいて、それを踏まえてその後の作業をJICAの方で進めていくということも考えております。

ということで、いずれにせよ、委員の方から助言がということであれば、それはそれぞ

れの案件に対していただけるような形で具体的な作業の流れをイメージしております。これが（１）でございます。

（２）も基本の構造は同じでございますが、１つ違いますのは、協力準備調査を実施しないということで、案件としてはここで初お目見えになりますので、その最初の段階では、そのときに提出されております関連の文書の内容について、案件の概要から説明させていただいて、その上で助言があればいただくというような形にする必要があるのかなと考えております。１つ目のセンテンスでちょっと言い回しが違っていておりますのは、そういったことを念頭に置いたものでございます。それに続いての書きぶりは、基本的に（１）のものと同じで考えております。

３の「モニタリング段階」でございますが、これは委員会でも若干説明させていただいていますが、上記の案件について、モニタリング段階においては報告を行うことを想定しています。また、それにつきまして、協力準備調査段階、環境レビュー段階で、計画段階で想定してしまっていたいろいろな計画想定から著しく乖離がある等、必要な場合には委員の方から必要な助言をいただいて、それを踏まえてJICAは対応を行っていくということを考えております。

本文の中身についての多少具体的なイメージということでは以上でございます。

○原科座長 どうもありがとうございました。

それでは、続けてお願いします。——いいですか。

では、私、ちょっと補足します。

本文はこのようなことで、別案として前回提示しましたものをいろいろ議論しまして、こういう格好にさせていただきます。それで、中身、具体的にどうかとわからないとまずいので、運用について具体的に書いていただきました。３つの場合それぞれこのように書いてございまして、「JICAが助言を求める案件以外の案件について」というのは、助言を求める案件というのはある程度規定されますので、それ以外についても特にあった場合にはさらに意見を出すようにということで、かなり前向きな内容だと私は考えております。そういう理解でよろしいですね。

それでは、先に進めてください。

○事務局（上條） それでは、また修正箇所の説明をさせていただきます。

１２ページはそれ以外特にございませぬ。２．８の「JICAの意思決定」は特に修正点はございませぬ。

13 ページ、2.9 「ガイドラインの適切な実施と遵守の確保」もございません。

2.10 「ガイドラインの適用と見直し」も特に修正点はありません。

14 ページ、Ⅲ「環境社会配慮の手続」ですけれども、3.1 「協力準備調査」の部分は、14 ページ、15 ページ、特に修正点はありません。

16 ページもございません。

17 ページですが、3.2 「有償資金協力、無償資金協力（国際機関経由のものを除く）、技術協力プロジェクト」ですが、3.2.1 「環境レビュー」は特に修正点はありません。

18 ページ、19 ページはございません。

20 ページ、3.2.2 「モニタリング及びモニタリング結果の確認」ですが、パラの5で2つ修正がございまして、まず1行目ですが、「JICAは、環境社会配慮（影響緩和策の実施）」という表現にしていたのですけれども、この括弧書きのところ、「（影響緩和策の実施）」を削除するということです。それから3行下ですが、「また、必要に応じ、JICAが自ら支援を実施することがある」という部分を加えるということです。

21 ページはほかに特に修正はございません。

22 ページもございません。

23 ページですが、3.3 「外務省が自ら行う無償資金協力についてJICAが行う事前の調査」もございません。

3.4 「開発計画調査型技術協力」ですが、その部分は特に修正はございません。

24 ページも修正はございません。

25 ページも修正はございません。

26 ページもございません。

3.4.5 「フォローアップ」の部分も修正はございません。

27 ページ、28 ページと修正点はありません。

29 ページに入って、別紙1ですけれども、29 ページ部分はないのですが、30 ページで、これは10 ページで指摘したのと同じ部分ですが、30 ページの上の方、「検討する影響の範囲」のパラ2で、10 ページと同じ表現ですけれども、「不可分一体の事業の影響」という部分をここでも記載してあります。

31 ページも特に修正はございません。

32 ページの「モニタリング」ですが、パラ3で、てにをはの修正が前回入りまして、

「モニタリング結果を」という表現としまして、次は「当該プロジェクトにかかわる現地ステークホルダーに公表するよう努めなければならない」ということになりました。

33ページは特にございませぬ。

34ページもありません。

あとは、35ページ、36ページ、37ページ、38ページ、39ページ、40ページ。もうありません。以上です。

○原科座長 どうもありがとうございました。

というようなことをございまして、前回の議論を踏まえまして、それらに対する対応をしていただきました。

以上の御説明をいただきましたが、まず御質問とかございませぬでしょうか。

○吉田副座長 吉田です。前回、前々回と欠席して済みませんでした。学務のためにどうしても来れなかった。ただ、原科先生とは結構核心というか問題点について意見交換はしていた経緯はあります。

少し気になっているのは、先の話かもしれないのですが、異議申立制度というのが今後利用されると思うのですが、された場合にこの助言委員会というのはどういう役割を担うのかなど。その辺は今考えていなくて全然いいのか、あるいは多少委員会の役割の中に触れておくべきなのかという疑問があったものですから、その辺どのように考えているのかなど。

○原科座長 これはどうしましょう。私が言った方がいいのかな。事務局が言った方がいいですか。では、事務局のお考えを聞いてから、私も一言申しませぬか。

○事務局（杉本） 現時点で考えているものということをございませぬが、基本的には、この2つについては、機能、役割としては分けられるのではないかと考えてございませぬ。まず助言委員会につきましては、案件の主にJICAが行います調査段階が一番上流ということでポイントかと思ひませぬけれども、そこで技術的・専門的な見地からJICAの作業なり計画に必要な助言をいただくということになってございませぬので、むしろどうやって中身をよいものにしていこうかという力点でいろいろとかかわっていただけるのではないかと考えてございませぬ。

一方、異議申立につきましては、結果としてガイドラインを守ってJICAの仕事をしていないと、それによって影響を受ける、また影響を受ける可能性が非常に大きいといった場合に、ある意味最後の手段として申立をしていただくということになりますので、そ

このかわりといいますか、取り組みのところはかなり違っているということで整理できるかなと現時点では考えております。

○原科座長 どうもありがとうございました。

現在、JICAのシステムで、既に助言——これは審査諮問機関ですけども——、ございまして、そしてもう1つ、異議申立の手续もあります。私は異議申立の審査役をやっておりますので私の考えを申しますが、今の杉本さんの御説明にあったようなことで、2つは独立した存在だと考えています。場合によっては、異議申立の内容によっては、環境社会配慮が不十分であった場合には助言委員会の助言自体も不適切だった場合もあり得ます。そういう意味では、そういうものもチェックするという立場で、外からコンプライアンスのためにしっかりやるということで、そんなことになると思います。そのために今やっている方法は、審査会にも適宜、必要があれば審査役が顔を出して助言委員会の活動ぶりを見るというようなこともしております。最近の公立大学法人などでも、監事が、定期的に評議会とかに顔を出します。この場合は意見も言うので少し変な感じがしますがけれども、その趣旨はやはり全体の進行を見るということでございまして、そのことによって大学の活動ぶりをチェックしていくという役割でございまして、我々もそういうことで、助言委員会ですので、それに対してはやはり審査役が顔を出せるようにして、きちんとした助言をしていただくということになると思います。

よろしいでしょうか。

清水委員、どうぞ。

○清水委員 この28-1-2の資料なのですけども、今後、恐らくJICAさんの中で審査会に関する要綱というようなものをつくるかと思うのです。それを作成する際に、この「運用」のところを踏まえて作成されるということでよろしいのかということが1点と、この委員会の中でも幾つか議論になりましたけれども、そのほか、審査会の運営上の例えば人数の問題ですとか、そういったことについて、このペーパーをつくられるときにどのようなお考えがあったのか、なかったのかということについて教えてください。

○事務局（杉本） まず1点目の御質問につきましては、こういった形できょう委員会の資料として出させていただいておりますので、当然今後の検討はこれを踏まえた形で行っていくということです。

2番目のどういった仕組みをとということにつきましては、これですよという確たるものがないのですが、最低限のものとしましては、今の環境社会配慮審査会の形は踏まえた上

で、案件数は、先の話なので確たる情報はありませんけれども、傾向としてはふえるのであろうと想定しています。それをどういった形でこなしていくと言う言葉は悪いのですが、ハンドリングをしていくかということは、ある程度委員会の中を分けてグループ分けするとか、そういったことも考えつつつくっております。その辺はまだ若干詰め切れていないところがありますけれども、全体として1つの形を保ちつつ、どうやって機動性を保てるかというようなところでどういった工夫ができるかということは検討しているところです。

○原科座長 では、私も一言申し上げます。

この間、こういった本文の内容、文章をこのように決めるに当たって、運用についてもこのような整理をしていただきましたけれども、当然、イメージはある程度持ちながら議論しております。

私は3つの点が大事だと思っております、1つは、助言委員会のメンバーの中立性といえますか、客観的な立場からきちんと審査していただくということで、その選任が大変大事ですね。これに関しましては、やはり環境社会配慮や計画等に関連する学会に相談して、その支援を受ける。これが1つでございます。これは信頼性を確保するためです。

2番目、3番目は助言の効率性でございますが、現在の審査会は2年ごとに人が入れかわっております、長期的な関与がしづらくなっております。日本国内の審査会等では任期10年ぐらいやったりすることもあります。もっと長い場合もあります。ということで案件に長期的に関連できますので、かなり助言もしやすいのです。メンバーが入れかわるとそのたびにもう一回説明し直すということで、かえって手間取っておかしくなってしまうということがあります。そういうことがないように長期の委任という形にさせていただきたいと思っております。これも議論してまいりました。これは効率性にかかわる問題ですね。特にこれからはプロジェクトサイクルという概念で見なければいけないですから、ここに書いてございますように協力準備調査の段階と環境レビュー段階、さらにモニタリング段階、ずっと関与してまいりますので長期にわたります。そういった今後のあり方を考えますと、どうしても長期委任が大事だと思っております。これが2つ目です。

3つ目は、今、杉本さんがおっしゃったように、これまでのやり方を踏まえますけれども、案件がふえる可能性がございますので、本委員会の下にワーキンググループを設ける。それができるような規定に既になっております。必要に応じて専門家を委員会に招くことができる仕組みになっておりますので、具体的には本委員会のもとにとワーキンググルー

プをケースごとに設けるというようなことで対応できるかと思います。この場合、特に国際協力分野でございますので、国の状況によって大分様子が違いますから、地域ごとにワーキンググループを設けるとかすれば、JICAのいろいろな業務も関連してうまくいくと思います。そのような形でワーキンググループを設けることによって効率的な助言ができると思います。ということで、効率性を高めるようにぜひそのようなことをお願いしたいと思います。

どうぞ、中山委員。

○中山委員 関連して、済みません、前回の委員会ではかなり品のない発言をいたしました申しわけないと思っております。その後、原科先生とJICAとかなり打ち合わせをしました。

それで、私の認識ですが、まず、この案で大変重要な検討をされているJICAを評価したい。あと、運用まで考えていただいてありがとうございます。

私にお願いがございます。

こういう工夫されていると思いますが、それでもかなりの負担になると思っておりますので、工夫をしていただきたいということが1つ。今、先生が言われた工夫でございますが。

それから、これは隣に居られる高梨さんはコンサルタントと言う立場上言いにくいと思いますが、私が言いますが、JICAもかなり仕事がきついでしょから、外部委託がふえると思います。そのときに、いやしくもコンサルさんに対して必要なお金を払わないようなことがないように、ぜひ十分な予算の確保をよろしくお願いしたい。

それから、JICAも大きな組織になって大変だと思いますが、ぜひ環境ガイドラインとか、この助言委員会ですか、こういったところに、今も大変優秀な人がいるのですが、さらに優秀な人をあてて重点的に人的支援をお願いしたい。やはり大きな目標を掲げるということはそれだけ重点投資しないと、ガイドラインが名前だけで負けてしまうということになるのはこの委員会の委員の皆さんの不本意だと思いますので、そういうことにならないようにぜひお願いいたします。

これは議事録に残しておきたいので、ぜひよろしくお願い申し上げます。

○原科座長 どうもありがとうございます。

おっしゃったとおりだと思います。中山委員とも個別に議論させていただきまして、やはり適切な資源配分ということをお願いしたいと思います。コンサルタントの方に過剰な負担がかかるようでは趣旨に合いませんので、そういったソフトの方に資源配分する。

むしろこれは J I C A だけの問題ではなくて、日本社会のあり方の問題でもあると思いますので、ハードからソフト、随分言われておりますけれども、そういうことを実現していただきたいと思います。

それから、先週、世界銀行のリントナーさんが来まして、世銀の特別セミナーがありました。世銀のセーフガードポリシーに関して説明してくれまして、岡崎部長と私の 2 人がコメンテーターとして行きました、意見交換してまいりましたけれども、そのときもリントナーさんは、世銀は世界で環境配慮関係の専門家が 2 5 0 人いると。他に社会配慮が 1 5 0 人です。ですから合計 4 0 0 人のスタッフをそろえているのですね。世銀と J I C A の事業規模を考えると、J I C A は世銀の半分以上の金額を扱う組織になりましたので、J I C A も 2 0 0 人ぐらいいておかしくないはずなのです。そうやって考えると、数十人——今 3 0 人ぐらいでしょうか——で頑張っておられるので、比較すると、仕事の量は多いし、本当に大変だと思うのです。その意味で、この助言委員会は、外部から審査の支援をするという意味では、部分的にはアウトソーシング的な意味合いも出てくると思うのです。ということで、私も、まずは審査部のメンバーをふやしていただきたいと思います。3 0 人を 5 0 人か、1 0 0 人ぐらいいても構わないと思いますけれども、そのぐらいの感じでふやしていただきたいと思います。あわせて助言委員会を活用すると言うとおかしいかもしれませんが、助言委員会の意見もしっかり聞いていただいて、よりよい審査ができるようにしていただきたいと思います。意思決定は J I C A ですから、助言委員会はあくまで助言する役割ですけれども、助言の内容は、技術的な問題に対して支援していくのだという考えでございます。

高梨委員、どうぞ。

○高梨委員 1 点、助言委員会の人選のところ、先生の方で学会に少しお願いをしてというお話があったので、一言お願いをしておきたいと思います。

実際これまで私も審査委員会を傍聴させていただいて、非常に感ずるのは、委員の方は御自分の専門はお持ちなのですけれども、途上国の状況について必ずしも十分な知識を持っておられない方が委員としておられるわけです。その方たちの専門性を生かしていただくということで参加されていると思うのですが、議論をお聞きしていると、大部分が現地状況についての確認といいますか、要するに我々が一般的にわかっているようなことを中心にお聞きになっていることが非常にあって、そういう面では、専門性と同時に途上国の経験といいますか、そういうことを要件としてぜひ考えていただきたいと思います。こ

れから J I C A さんでは、協力準備調査を含め、大きな無償、技協、有償と、3 事業が一体になって、現地でどう効率的あるいは効果的な援助をするかということで、まさに現場での経験というのが大事になってくると思います。こういった配慮をするためには、やはり現地の状況にある程度通じている方がその上に立って、どうプロジェクトを慎重に進めるかという御意見をいただければ一番いいかと思いますので、人選のときにはぜひ特段の御配慮をいただければと思います。一言お願いとして。

○原科座長 それも大変重要なことだと思います。最近の学会は、アカデミックなメンバーだけではなくて、今、高梨委員がおっしゃったように、実務の方も結構入っておられますので、学会と申し上げたのはそのようなことで、アカデミックメンバーと実務の方と一緒に相談して人選していくようなことができますので、そのような学会に特に相談していただくといいと思います。アカデミズムだけだと、おっしゃるとおり偏ってしまいますので、現地のことを知っているというのが大変大事でございます。その意味で、地域別にワーキンググループを設けていただければ高梨委員がおっしゃったようなことも十分反映できるかと思います。

ほかにございますでしょうか。

北村委員、どうぞ。

○北村委員 外務省の北村でございます。

2 点、簡単な質問をさせていただきたいのですが、先ほど、きょうの新しい紙、28-1-2 の位置づけを伺おうと思ったのですが、清水委員の質問に対する回答で、内容的には今後作成されるであろう実施要綱等の中に溶け込んでいくものと理解しましたが、それでいいかどうかの確認が 1 点です。

2 点目は、ささいな日本語の理解の問題なのですが、例えば 2 の (1) を読ませていただくと、J I C A が報告を行って、委員会が必要に応じて助言を行って、その次、「J I C A が助言を求める案件以外」の案件についても追加的に助言が出せるという流れになっているのですが、この 3 文目の冒頭の「J I C A が助言を求める」という行為がその前の文脈では出てきていません。私がここで理解したのは、繰り返しですが、J I C A が報告を行って、委員会が必要に応じて助言を行って、そこで「委員会が助言を行った案件以外」の案件についても後から場合によっては助言を出せますという流れだと理解したのですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○原科座長 私もそのように理解しましたがけれども、むしろ杉本さんから。

○事務局（杉本） どうもありがとうございます。

1 番目の点はそのとおりでございます。

2 番目の点は、文章をガイドラインの本文の書きぶりといいますかニュアンスをできるだけ生かそうと思ってつくったものですから、一部そういった点が出てしまっているとしたら申しわけございませんが、特に協力準備調査からスムーズに流れてくるようなものにつきましては、その間が例えば1カ月、2カ月ぐらいですと、状況にほとんど変化はない、それで、いただいた助言を踏まえて粛々とやっておりますということで、結果的に終わってしまうようなものもかなり出てくるかと思えますけれども、そういうものについて、やはり助言をとることがあれば、その機会については確保しておく必要があるだろうということで、こういったことを書かせていただいております。

○原科座長 それはちょっと違うかもしれないですね。1つは、このガイドライン素案第3版の11ページをごらんいただきたいと思いますが、2.7の1、一番下のところになります。頭から読ませていただきます。「環境社会配慮助言委員会は、カテゴリA案件及びカテゴリB案件のうち必要な案件について」これこれとありますね。「必要な案件」ですから、そういう意味では、JICAが求めるという言い方がおかしいのかな。その委員会で必要と思った案件について助言いたしますけれども、それ以外で後で委員が気がつくこともありますので、そういうものについて追加的に意見を出せるという意味合いです。ですから、基本的にはこのようなことで対象を絞りますけれども、それ以外について何かわかった場合にはさらに追加で意見を出せるということだと思いましたがけれども、そんなことではないですか。何せ、安全ですよ、フェイルセーフということで、意見を出し損なったらまずいから、それに対しても対応していただけるという、趣旨はそういうことですね。

○事務局（杉本） 頭のところで絞り込みのようなことが書いてございますけれども、基本的に、特にカテゴリAであればEIAも含めて情報公開しておりますので、こういった案件があるということはある意味公開されていることになりますので、そういうものに対して、仮に必要なものがあればということでは考えております。

○原科座長 ですから、JICAが助言を求めるというと諮問という形式になりますから、諮問ではなくて委員会で判断しますから、必要なものはどんどん助言していただくということになります。そのような枠組みで物を考えているということでございます。委員会の場だけでやっていくと、委員会が開かれない限り意見を出せないのはよくないので。やは

り効率性に関係しますね。委員会側からもどんどん提起していただいた方がスムーズにいきますので、次の委員会まで待たないでも意見を出してもらおう。そんなことですよ。その方が効率的に進むということですね。

よろしいでしょうか。迅速性の要求が大変強いということで、私もいろいろ考えまして、先ほどのようなことで、幾つか迅速性に寄与するような工夫をしていただきたいと思います。おります。

ほかに御意見とか御質問ございますでしょうか。

○高梨委員 ちょっと戻りますけれども、10ページ目の2のところ、新しく「不可分一体の事業の影響も含む」と入ったのですけれども、私もどこまで議論したか失念しているのですが、これの意味をもう一度教えていただければ幸いです。

○事務局（上條） 私どもの理解は、前回御指摘があったのです。前回の御指摘の表現では「不可分の事業の影響」という御提案がありました。それについて前回ちょっとしたやりとりがあったのですけれども、ではどういう表現で入れたらいいかと。その趣旨がどういうことかというのは前回御提案いただいた方から御説明があつて、本体事業があつて、関連施設があつて、もしそれが一体としてとらえるべきものであれば一体としてとらえるべきではないかと。そういう場合があればですね。それがまた現実的で、ここは冒頭、「合理的と考えられる範囲内」という表現もあるわけですが、その御提案いただいた方であれば、そういう範囲で結構だけれども、その本体と関連施設というものが一体としてとらえるべきものであれば、それは一体としてとらえていただきたいというお話がありました。考え方はそういうものです。対象としてイメージしているものはそういうものです。具体的には鉱山なんていうお話もありましたけれども。ですから、本体と関連があつた場合、それが一体としてとらえるべきものであれば一体としてとらえてほしいということですね。

○高梨委員 そのときに私も申し上げたのですけれども、それを一体のものとして考えるべきかどうかということについては委員会で合意したのですかね。そういう提案があつたことはあれですけれども。

○事務局（上條） それはその場では合意にはなっていなかったと思います。前回は。そういう御提案があつて、ではその御提案を検討しましょうということになったと思います。ですから、今回は、ここは議論が必要だということであれば、それは議論していただいた方がいいと思います。

○高梨委員 ええ。そういう面で、この前みたいに、鉱山の話と港の話と、それを一体ですとみなすこと……

○原科座長 不可分一体かどうかの判断はケース・バイ・ケースですね。ただ、基本的にこの考え方は必要ですよ。だから、不可分一体かどうかの判断の問題だと思うのです。不可分一体と明確なものは当然対象になりますよね。だから、これは原則として正しいと思うのです。ただ、問題は、高梨委員がおっしゃったように、果たして不可分一体と言えるかどうか。そこが大問題だから。その判断基準までここに書きこめないの、それは今後さらに検討していきましょう、具体的な事例が出た段階で個別に対応しましょうということだと思います。考え方は必要だと思います。岡崎部長もそうおっしゃったと思います。不可分一体であればそれは当然だとおっしゃったと思います。

○高梨委員 ただ、現実には、不可分一体で、もしそれが余りにも明示的であれば、それは当然対象になりますよね。

○原科座長 そうですね。不可分一体かどうかの判断はやはりケース・バイ・ケースですから、まさに審査の段階でしっかりお願いするということだと思います。

○高梨委員 若干ミスリーディングなのは、前回の事例が鉱山開発と港みたいな、そういう例を出されたので。

○原科座長 だから、その事例に対して不可分かどうかの判断はしなかったと思います。

○高梨委員 それを不可分一体と見るというのはいかがかということだったのですよね。

○原科座長 これは、審査段階で具体的な事例を積み上げることで判断基準が出てくるのではないかと思います。この考え方は大事ですから。

○高梨委員 要するに、ガイドラインはなるべく明瞭でだれが読んでもわかるようなものにしておきたいのです。これは恐らく最初に読んだ人はわからないと思うのです。不可分一体とって、何の不可分、どれと不可分一体かということ。だから、それは先ほどの議論があって、鉱山開発があって港開発があったとき、それは不可分と考えることもあるのではないかと。ということでこれが入りましたということになると、具体的な案件があったときに常にそういうことを考えなければいけないわけですね。必ず我々は個別の案件にあったものを事前に、マスタープランがあるとか、地域計画とか、セクター計画とか、それは当然レビューするわけです。そのときにスコープとしてそこまで広げてやるということはないかならないのです。

○原科座長 ただ、これから戦略アセスという段階になりますと、ある程度そこまでスコ

ープに入れておかないとうまくないですね。個別事業だとおっしゃるようになり乖離が出てくるかもしれないですけど。だから、これはやはり具体例を見ながら考えていくのだと思います。

どなたか御意見ございますか。

清水委員、どうぞ。

○清水委員 何点かあるのですけれども、今の高梨委員がおっしゃった点について、まず1点、鉱山と港だからそれは違うのではないかという御意見でしたけれども、私は、鉱山と港であっても、鉱山と石炭火力であっても、鉱山と道路であっても、それはケース・バイ・ケースで、一体の場合というのはあると思っております。ここに合理的な範囲内で書いてありますが、例えばOECDのコモンアプローチでこういった表現をしている中で、建設のタイミングあるいは建設の場所によって判断するであるとか、恐らくそれはケース・バイ・ケースで、AだからBなのだというような話ではないのかと思いました。というのが1点。

それから、この文言については、この「不可分一体の事業の影響」ということを意味した文言が世銀のセーフガード政策の中にもありますし、ここでJICAとしてこの文言を入れるということについて私としては特段違和感はなく、国際的な場でも調査がされている種類のものであらうと考えております。

○原科座長 では、山浦委員、どうぞ。

○山浦委員 経済産業省の山浦です。

前回の委員会の際にこの話が出ましたときに、たしか清水委員だったかと思いますが、まず「不可分一体」の定義に関してお話があったかと思いますが、それは鉱山開発と港ということで例示があったと思いますが、その地域において鉱山開発が行われる計画がなければこの港湾は建設しなかったであらうという程度の深い因果関係があるものを不可分一体の事業ということで挙げられていたかと思いますが。

もう1つ、ある程度具体的に書けないとなかなか難しいという高梨委員のご指摘は、確かに実際に事業を実施されるコンサルを代表する立場の方の意見としては当然かと思えます。ですので、そこはなるべく具体的に書くのが望ましいと思うのですが、ただ、そうはいっても、「不可分一体」の事業の定義を今の段階で例示するのもなかなか難しいというのが現状です。

その際に、たしかこれは満田委員から、「合理的と認められる範囲内で」という文言が

含まれていることについてご指摘があったかと思いますが、例えば鉱山開発は鉱山開発の事業者が実施いたします。一方、港の整備を始め周辺のインフラ整備はJICA等が実施するので、そもそも実施主体が違う。ですので、知り得る情報の程度にも差があると思うし、そういった中で、例えばある情報を知ってしまって、それでもなおかつ周辺インフラ開発をやることに合理性があるのかどうかというところを判断するというのがこの文脈の中であってというような御説明が前回あったものですから、基本的な考え方は今の2点に集約されるのかなと私は理解いたしました。

ただ、再度申し上げますが、高梨委員のおっしゃるように、具体的に書ける範囲であれば書き込む方がいいというのは、それはそれでごもっともな意見だと思いますし、それをこのガイドラインに書くことが難しい場合には、アペンディックスなど、更に具体的な細則などによって、これは今後事業を実施する中で具体的な事例が出てくれば、そういうものを例示する。もし具体的な例示ができるのであれば事業を実施される方にとっても望ましい結果なのではないかなと思います。

○原科座長 大村委員、どうぞ。

○大村委員 7月15日から環境協力室長になりました大村でございます。

○原科座長 失礼いたしました。御紹介を忘れておりました。

○大村委員 いえいえ。今回初めて委員会に出させていただきます。今までの議論を踏まえていないところがあって御迷惑をおかけする場合もあるかもしれませんが、その辺は御容赦願います。

今の不可分一体ということでございますが、私はADBで環境審査もやっていたものですから、その経験を踏まえて、どのようなことをやっていたかというのを御紹介したいと思います。

不可分一体ということについて具体的な定義があるわけではございませんでしたが、実際のシーンでは、例えば政府が一体的に計画しているような事業、例えば石炭火力発電所とその石炭陸揚げのための設備とか。片方は相手国が整備して、片方はADBがお金を貸すというシーンがあるわけです。政府が一体的に計画しているのであればアセスも一体的にやっているであろうから、これは全体として見るのが適切であろうと、こういうことを判断いたします。

もう1つは、似たような事例でありますけれども、例えばダムを上流から下流にかけてシリーズでつくる、こういうものも一体的に計画されているので、一部は相手国、あるいは

は民間が融資する場合であっても、ADBが一連の中に融資をしているのであれば全体も見ていきたいと思います。全体を見ていきたいと思いますというのは、全体に対してアセスを一体的にすることをADBが言うのではなくて、ほかの部分の環境配慮も同様にやられているかどうかということを確認するという事でやられております。

あと、一体的なといいますと、片方の事業なくしてはもう一方の事業は成立しないというような事業です。火力発電所とその送電線とか、そういう形がある場合には、片方にADBが融資して、片方は相手側あるいは民間という場合があるわけですがけれども、こういう場合も一体的に見ようではないかというようなことがおおむね考えられております。

しかし、実際は、規模の範囲ですとか、計画された時期とか、いろいろ考えて、本当に一体的なのかどうなのかということは、現場現場、ケース・バイ・ケースで判断していくということがなされております。

○原科座長 どうもありがとうございました。

大村委員はJBICのガイドラインをつくる時に随分貢献していただきまして、そのとき以来お付き合いしてきたものですから、ついうっかり御紹介を忘れてしまい、済みませんでした。失礼いたしました。

それでは、私も例を御紹介します。そういえば日本国内でもございました。愛知万博のアセスメントのときに、愛知万博自体は当時の通産省、後に経済産業省の担当でございませけれども、関連して、当初の計画では海上の森というところの里山を切り開いてつくるようなことだったものですから、道路計画とか住宅開発がございました。これは当時の建設省、それから愛知県とか、そういうほかの主体が関与しておりました。しかし、その後いろいろ議論していきまして、やはり一体だということで、あわせてアセスメントをやりました。そのようなことを日本国内でもやっております。今、例に示していただいたように、幾つかそういう具体例はありますので、そのように明確に不可分一体なものはやはり対応していくのだと思います。微妙なところはより詳細に検討しなければいけません、そういった例は確かにあると思います。

高梨委員、どうぞ。

○高梨委員 今、大村委員に整理していただいたのですが、前回御出席されていなかったのです。

清水委員が例に出されたのは、民間が鉱山開発をし、それに伴って港湾の整備が必要になる場合は一体的に評価すべきだということを主張されたのです。それですぐ我々がレス

ポンスしたのは、民間の事業に対してODAの方でどう一体的に評価できるのですかと。民間の事業はあくまでも民間の、要するにコンプライアンスその他、自分たちの守秘義務というのは当然あると思います。そこに乗り込んでいって、鉱山をどのように開発して、どういう生産計画ですか、環境面にはどういう影響が及ぶのですかというようなことをJICAのスタディミッションができるのかということで、一体的な事業の影響を見るということについては難しいのではないかとというのが前回の議論の骨子だったのです。

ですから、今の大村委員のカテゴリ分けでどこに入るのかわかりませんが、恐らく世銀でもそういう場合はなかなかやらないと思うのです。民間の事業の環境影響評価についてまで、例えばADBが港湾を整備しようと。専用港ならまた別ですけども、恐らく通常はほかの用途にも使われることが多いかと思えますから、そういう面では必ずしも企業向けではないのだろうと思うのですけれども、御知見があれば、今のこういう場合はどうされるのか、アドバイスしていただければと思います。

○大村委員 2点あるかと思えます。1つは民間の事業に対してどこまでODA部門が物申せるかという点、もう1つは不可分一体の定義をどこまで見るのかという問題ですね。

前者のことに言いますと、民間であっても、不可分一体であるならばやはりそこは見るべきであろうというのが基本の原則なのですね。ではどういうツールがあるのかということについては確かに苦勞がございます。ただ、大きな事業になってきますと、今、大抵の途上国で環境アセスメント制度はありますので、大抵環境アセスはやられているのです。それを取り寄せて、アセスメントの配慮の結果が我々の求めているものと近いのか、それは満足できる結果なのかということを見るのが多いのですね。まずそれが方法論であります。

不可分一体の見方なのですけども、確かに専用港であれば間違いなく不可分一体であろうかなと思います。ただ、その港湾が多目的なものであって、鉱山のための出荷も一部担っているという場合がある。これをどう判断するのだということかと思いますが、その判断は非常に難しいと思います。やはりケース・バイ・ケースで判断するのだろうと思いますが、取扱量の大宗を占めているのかどうかとか、そういうことで判断する場合もあるのかもしれない。その辺は、恐らくそれだけ大規模な事業になってきますと政府が何らかの関与をしているのではないかと思うのです。そういうところで意見を聞いてくるというのが我々が普通にやっていることではあります。

○原科座長 それでは、この辺にいたしましょう。そういう問題があるということ踏ま

えて運用していただくようにいたします。

文言は「不可分一体の事業の影響も含む」という表現自体はよろしいでしょうか。

○吉田副座長 議論の中で、言葉としては「不可分一体と考えられる」というような言葉を入れておくと、だれが考えるのだということ言えば、それは助言委員会、事業者というようなものが入るから、一言「考えられる」というのを入れておいたらどうなのかなと今の議論を聞いて思ったのですけれども、おかしいかな。

○原科座長 私もそんな感じはしたのですけれども。これを入れるか入れないか、どうでしょう。ただ、「考えられる」だとちょっと弱くなってしまう感じもしますよね。難しいですね。

○吉田副座長 何か付則があるのか。今議論したような「不可分一体」というのは、「個々の事業がほかの事業と依存関係にあり、個々の妥当性がほかの事業の妥当性に依存している」という定義をすれば、議論が集約されるというような。それで、民間と公的事業の境目というのは、今、大村さんが説明したように、民間事業はその範囲内でのアセスという法的な規制があって、そこをクリアしている場合においては、それ以上のことは外部の者はできないという制約がかかる、そういう関係にあるのではないかと思います。

○原科座長 ケース・バイ・ケースですからね。

今、文言の変更に対して御提案がございましたけれども、いかがでしょう。不可分一体と考えられる。

フロアからどうぞ。

○一般参加者（田辺） J A C S E S の田辺と申します。

その前のところに「合理的と考えられる範囲内」という言葉が入っているので、「考えられる」が2回続いてしまうのと、既にここで「考えられる」という表現が入っているので、それは今のままでいいのではないかと思います。

○原科座長 前に入っていますね。それではいいですかね。「合理的と考えられる範囲内」これこれと。吉田委員、それでよろしいですか。

○吉田副座長 そうですね。

○原科座長 そろそろ切り上げますが、満田委員、では一言だけ。

○満田委員 文言については今ので異存はないのですが、最後に出ていた、民間の事業においてはどこまで見るのだという高梨委員の問題提起は、おおむね大村委員が答えていたのだとおりで私も考えております。民間の事業であっても、事業効果の発現において、

例えばこの港湾なりがないと全体の効果が発現できないというように一体となった事業においては、やはり原則は見るのかなど。もちろん、その手法において課題があることは承知しているのですが。

それで、鉱山開発の場合、鉱山開発において政府の関与がないというのは、これだけの大規模な開発においてはなかなか考えられないと思っております。自然に考えて、鉱山開発されて、その鉱山開発の積出港をメインの目的とした港がつくられるような場合には、その国の政府が関与していないことはないのではないかと。といたしますと、対政府への支援を行う J I C A として、直接的な働きかけではなくなってしまいうにしろ、何らかの取っかかりはありますので、そこで合理的と考える範囲でレビューなり働きかけができるのではないかと考えております。

○原科座長 そうですね。そういうことだと思います。

高梨委員、どうぞ。

○高梨委員 1つ記録として残しておきたいのは、私が申し上げているのは、民間でやる事業に政府が E I A なりをかけるというのは、それはそれで別途あると思うのです。ただ、私がここで議論したいのは、それを J I C A としてレビューするところまでできるのかということなのです。要するに、鉱山会社とある国の政府の間で E I A の協議をして、環境配慮はしっかりしていますねと。それに関連のある J I C A のプロジェクトだから、現地政府に言って、鉱山開発に伴う E I A の一通りのレポート、それから企業の計画等々を全部出して見せてくださいというようなことができるのかどうか。それは政府の方でやる1つの責任であって、J I C A がそれをまたレビューして、本当に一体的な問題がないかどうかということまで現実にできるのか、またやっぴいのかなどというところがある。

○原科座長 おっしゃるとおりです。それは状況によりますからね。ただ、J I C A としては持続可能な社会をするために貢献するというのが基本命題ですから、そういった立場からいろいろなところにレバレッジをきかせてやるのだと思うのです。だから、おっしゃるとおり現実にできない場合は、それはやっぴいはいけませんけれども、いろいろな形で政府は通常関与しますから。当該国の政府はですね。そういうところを活用してそういう国際貢献をしていくのが基本だと思うのです。これはそういう観点からの話だと思います。ですから、おっしゃるように、当該国の民間企業の自由な活動を阻害することはできないと思います。

○高梨委員 若干補足ですけれども、そういう面では、ガイドラインでそういうことを徹

底させるということではなくて。

○原科座長 そこは合理的な範囲内ということですから、これはむしろ高梨委員がおっしゃったようなスタンスで書かれております。

○高梨委員 そうではない J I C A のツールで、それこそ技プロ等で現地の環境社会配慮をもっと彼らが独自にできるように、そちらの方でしっかり応援をしていって、ガイドラインを厳しくして、それでもってどんどん徹底してやるという、ちょっとそこは逆なあれだろうと思っています。

○原科座長 これはそういう意味では厳しくしていないと思います。合理的な範囲内と書いていますから。

○高梨委員 ただ、こういう文章があると、一体的にやりなさいという現場でどうなるかといったら、やはりそういうものを出してもらおうということになってきて、ではそれは本当にできるのかということになってくるのですね。

○原科座長 そうでしょうか。それは現場でそこまで……、どうなのでしょう。まさに状況によると思います。

○高梨委員 最初のやり方だときっとそうなる。一体的に書いてありますと。それで合理的な範囲内というので、合理的範囲はどこかというのを決めなければいけないですからね。

○原科座長 でも、不可分一体かどうかの判断がまずありますからね。

○高梨委員 そうです。まず業務指示書で、関係の情報を集めてくださいということになって、我々現場では行くわけですね。政府には話をして、これの E I A はありますかとか、生産計画はどうなっていますかというようなことを聞いてくる。それは出せませんとなったときに、ではどうしましょうかという話になるわけですがけれども、そのところの現場での作業が当然出てくることになるのです。

○原科座長 それはそうなりますけれども、無理はできないと思いますから、まさにケース・バイ・ケースだと思います。

満田委員、どうぞ。

○満田委員 今の高梨委員の疑問については、まさに座長がおっしゃったとおり、そういうことができないと判断される案件には J I C A としては支援できないということになるのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。

○原科座長 そうですね。そんなことだと思います。これは O D A のあり方ですごく大事なことだと思います。基本的なところにかかわりますので。

どうぞ、大村委員

○大村委員 どこまで情報を取るかということなのですが、環境アセスメント報告書についてはそんなに心配なさらなくてもいいのかなと思います。というのは、そもそも公開を前提としてつくっている場合も多いので、そこは余り心配しなくてもいいのかなと。ただ、企業の諸元ですとか、生産計画ですとか、そこまで入ってきますと難しいと思います。ただ、ここで本当にJICAとして必要なのは、どこまで環境配慮がなされているのか、影響が出るのか出ないのか、対策がしっかりとられているかどうかということでありまして、アセス報告書を入手すれば大抵のことはわかるのではないかと思います。

○原科座長 では、以上にいたしましょう。

あと30分でございますので、この文言の修正に関して、以上のことを踏まえて、そういう理解のもとで、このような表現でよろしいかどうか御判断いただきたいと思います。いかがでしょうか。合理的な範囲内ということのもとで、その中身は、今おっしゃったように、そんな無理なところまではお願いしないということだと思えます。

中委員、どうぞ。

○中委員 今の議論の関連で発言をさせていただきますが、皆さんの言われる通り基本的には合理的な範囲内でケース・バイ・ケースで判断する、というのが委員会の総意である旨確認させていただきたいと思えます。本日の委員会での議論は例として議論されたもので、具体的にはケース・バイ・ケースでプロジェクト毎に決めていくというのが委員会の総意であると理解しています。

又、ODAと民間事業をどの程度リンケージすべきかについてはこの場では議論が難しいと思えますが、民間事業者の立場から、公開できるもの、できないものが出てくるのは当然予想されますので、実際には運用が難しくなる状況が予想されると思えます。この点について議論しても結論は出ないと思えますので、文言についてはこれで宜しいかと思えます。

本日の議論が実際の運用を何ら規程するものではないということだけは、確認させていただきたいと思え、発言させていただきました。

○原科座長 これからパブリックコメントをいただきますし、コンサルテーションもごございますので、そういったものを経てガイドラインができて上がりますので、さらにまた具体的な検討が積み重ねられると思えます。

それから、実際の運用段階でまたいろいろ出てきますので、その段階で助言委員会等と

もよく御相談いただいて進めていただきたいと思います。

北村委員、どうぞ。

○北村委員 外務省の北村でございます。

議事録に残すという意味で、先ほどの満田委員の発言がどうしても気になっているのですけれども、まさに不可分一体かどうかについてケース・バイ・ケースの判断であるというのはもちろんなのですが、本当に万人が納得する不可分一体と、そうではないグレーゾーンと、多々あるので、民間の方の事業がだめな場合には J I C A はもう何もできないのだというような単純な図式ではなくて、まさに J I C A の事業が本当に不可分一体なのかの議論、それが今後一番焦点になってくる部分かと思っておりますので、改めて発言だけさせていただきますと思います。

○原科座長 あと 25 分です。

フロアからも挙がりましてので、フロアと満田委員と順番にいきましょう。では、フロアの方、どうぞ。

○一般参加者（作本） 話す機会をいただきまして。J E T R O の作本です。

今のお話で、高梨委員から指摘された、事業主体が民間なのか、ODA、政府なのかということは大きな分かれ目なのです。このガイドラインに出てくる表現は、「合理的と考えられる範囲内」という 1 つ主観的な判断を入れた上に、さらに「不可分一体」、これは見た目には不可分一体なのか、実質的にそうなのか、形式的にそうなのか、ここの判断、2 つのあいまいさを重ねているわけですね。そういう意味で、これはガイドラインの文言として不適切であると。——ごめんなさい、きついですか。それよりも、高梨委員から指摘された事業主体、この事業のメインの部分は政府だ、だけど周辺は民間協力だという、これがふえつつあるわけです。これから民間と政府との共同のそういう事業がふえつつある。私は、そういう分野について J I C A のこのガイドラインが明らかに入り込む必要はないかもしれない、それならばそれなりの表現をとるべきだと。あいまいな、見た目には一体的かどうか、そのような表現で解釈できるようなガイドラインをつくってもらいたくはないです。むしろ高梨委員が指摘された、事業主体がだれか、事業主体の中心部分が政府ならばそれに引きずられるべきであるとか、そういう 1 つの方向性を示す判断材料をこの場で提供していただきたい。

以上です。

○原科座長 今の御意見は、文言の修正をするべきだということですか。

○一般参加者（作本） そういう意見です。

○原科座長 どのような修正を御提案されますか。

○一般参加者（作本） 今この場では考えておりませんが、「合理的と考えられる範囲内」、これは全体的に1つの交通整理をする表現としてよろしいかもしれないですが、「不可分一体の事業の影響も含む」とここで断定している。これはODAに入り込むべきなのか、そうでないのかということをはっきりこの場で白黒、表現以前に白黒つけていただきたい。

というのは、今、大村さんがおっしゃったように、民間への環境配慮というのは、アセスをクリアすること、社会配慮を含まないようなレベルということが一般的なわけですね。それに対してODAはさらに進んで社会面の配慮までお願いしているわけです。そのレベル差をどのようにJICAのガイドラインが吸収して消化するかということが問われている重要な部分であるかと思えます。

○原科座長 ということは、今おっしゃるのは、メインが政府であって、周辺が民間の場合には、基本的に対象とするという考えで明記すべきだと。

○一般参加者（作本） そこは皆さん方の議論にお任せします。

○原科座長 これまでの議論はそれに近いと思いますけれども。

岡崎部長、どうぞ。

○JICA（岡崎） 議論の整理のために申し上げますけれども、この問題は今朝の日本経済新聞にも報道されていますが、日本政府が今検討しているのは本体事業ではなくて、その周辺施設へのODAの供与なのです。本体事業が公的機関によるものであれば、その事業をODAで取り上げるときには当然このガイドラインに沿って行うことになります。

問題の難しさは、資源の確保を日本として進めていくときに、本体事業は資源メジャーとか民間企業が主なので、それをODAで支援することは難しい。しかし、周辺施設に円借款を供与することで、資源の増産とか、その増産を行うことで結果として出てきたものを日本が確保しやすくする。そういう周辺部分に何とかODAを活用できないかということが、これまで経済産業省を中心に検討されましたし、今朝の日本経済新聞でも、私は記事を詳しく読んではいませんが、レアメタルを確保する際に、本体事業の部分はODAはなかなか難しいだろう、しかしその周辺施設にODAを供与することによって何とか資源の確保に円借款を活用できないかという話を政府ではしているわけです。ですから、その周辺部分のファシリティについて円借款を供与する場合、これは当然公共事業として行わ

れる部分で、それは従来と同じように、新しいガイドラインで要請されるようにその影響を評価すればいいわけです。

問題は、周辺施設と言っているときには当然本体事業があるわけです。政府の方針として周辺施設への円借款を供与すると言っているときに、周辺施設だけしか見ません、本体は全く見ませんというわけにはいかない。しかし、本体事業が民間の企業によって行われている場合、それから民間と公的な機関でジョイントで行われている場合、あるいは公的な機関で行われている場合、これはもうケース・バイ・ケースで、今決めることはできないわけです。何があるかわからないから。ただ、考え方として、あるいは取り組みとして、周辺施設を支援するときにも真ん中にある部分についてある程度見ていきたいと思います。これはこの場でガイドラインに書き込んで問題ないだろうと思います。

ただし、実際のところは本当にケース・バイ・ケースですし、どこまで関与できるのか、前回も例が出ましたし、きょうも例が出ましたけれども、鉱山のためだけの港という場合と、いろいろな人たちが使う港があって、その一ユーザーとして鉱山が出てくる場合、これは港を整備する、そこにファイナンスする J I C A であっても、当然影響力の行使に濃淡が出てくるわけです。ですから、本当にこれはケース・バイ・ケースの話になってしまいますので、考え方として、周辺施設を支援する場合にも本体事業のことはある程度考えますよということだけをガイドラインに書いていただいて、あとは個別の判断、ケース・バイ・ケースにならざるを得ないのだろうと思います。

○原科座長 そのように思います。ですから、周辺が政府であっても、本体が民間という場合でも、今のようなことで考えなければいけない場合もあるということでございます。

そのようなことで、文言はこれでよろしいでしょうか。私はまだ気になるところがありましたけれども、我慢します。ここでストップしましょう。

では、ここままで文言に対しては一応固まったといたします。

それでは、もう 1 つ、異議申立制度のことをあわせて議論しなければいけないのですが、時間が足りなくなりましたので、異議申立制度以降についてどう進めるか、進め方に関しまして、事務局、今どのようにお考えか御説明いただきたいと思います。

○事務局（杉本） では、座長からございました異議申立の件の進め方で今考えているところを御紹介させていただきます。

本日この委員会で、この第 3 版の内容において、これでとりありえずパブリックコメント前の検討は終了ということになりましたら、過去の委員会の議論も踏まえて既に内容の

検討はしておりますけれども、異議申立制度が、今、JICAとJBICと2つございますので、これを統合した形のものにつき急ぎ本格的な検討に入りたいと思っております。できるだけ一人一人の関係者の御意見を伺いつつ、ガイドラインに比べますとかなり短いものでもありますので、内容をできるだけ早急に詰めまして、8月末か9月頭か、なるべく早いタイミングにて委員会で御議論いただくような形で準備を進めていければと思っております。

○原科座長 ありがとうございます。

それでは、異議申立に関しましては既にそれぞれの組織で持っておりますので、それをベースに統合させる格好のものにしていただきたいと思います。かなり類似しておりますけれども、今、審査役はそれぞれ2名でしたか。2名ずつですね。世銀は3名でございますから、今後は2から3というようなこともあり得ると思います。大変大きな組織になりましたので。3というのは奇数ということで、リーダーシップをとる人とサポートする人達という格好で組めますので、3というのは悪くないと思います。世銀はそんなことでやっております。ですからインスペクションパネルという言い方をしております。

もう1つはタイミングです。どのタイミングで異議申立できるか。これなども世銀のシステムを参考にしたらいいと思いますけれども、かなり早い段階から異議申立ができる格好でございます。現行のJICA、JBICはそれに比べてはタイミングが遅くなっておりますけれども、この辺をどうするかです。そのようなことが2つあると思います。

ということで、事務局で案を御検討いただくようにいたしましょう。その間、もちろん皆さん御意見おありかと思っておりますので、また意見を出していただきたいのですが、そういったものを踏まえて案をつくっていただきたいと思います。8月下旬までは委員会を開くことができませんので、そのようなことで進めさせていただきます。

このガイドライン第3版で一応パブリックコメントに付すものは固まったということになりましたので、これを英語にも翻訳していただきます。翻訳するための作業時間が要ります。それで、翻訳したもののドラフトは一応皆さん見ていただいて確認した上で、あわせてパブリックコメントに付すようにいたしたいと思います。

そんな進め方でよろしいですか。事務局、いかがでしょう。

○事務局（上條） 確認なのですが、英語のドラフトも皆さんに見ていただくというのは、それはメールでよろしいのですか。

○原科座長 メールでいいと思います。一応目を通した方がいいのではないですかね。皆

さん気になる表現があると思いますから。特に **expected to meet** という表現とか、いろいろありましたね。気になるところは確認していただいた方がいいと思います。

どうぞ。

○吉田副座長 原科先生がまとめていただいたのですけれども、ちょっと気になるのは、今の議論の2番目のところは、きょうまだ議論が結構発散していたような気がしたので、ここに関してはパブリックコメントを受けた後でもう一回文言についても整理するという理解でいいのですか。

○原科座長 それはすべてに関してそういうことになります。基本的には、パブリックコメントにかけて、また意見をいただいた上で、それに対してこれまでの我々の議論がきちんとした対応できるものか、あるいは御意見の方に合わせた方がいいか、それはそれぞれ確認します。そういった大きな枠の中では今おっしゃったとおりでございまして、この部分はコントラバーシャルといえますか、議論があるかと思えます。

○吉田副座長 ある意味ではガイドラインの核心なんですよ。そう思うからこそみんな真剣に議論していると思うので。

○原科座長 ガイドラインのあり方の問題ですからね。

○吉田副座長 社会配慮のあらゆる意味での核心部分だと私は理解しているものですから、ちょっと慎重にという、そういう意見です。

○原科座長 それから、政府のODA大綱といえますか、そういう方針との整合も図るようなことで、大きな枠というものを考えなければいけないと思います。

岡崎部長、どうぞ。

○JICA (岡崎) 御参考までに、先ほど原科先生からも御紹介がありましたが、先週、世界銀行東京事務所で世銀のセーフガードポリシーをテーマとした講演がございました。実は、それに先立つ2日間、JBICとNEXIと、さらに赤道原則を署名している民間の金融機関の環境社会配慮の担当者、それにJICAの環境社会配慮の担当者の合計30名が参加して、2日間にわたって研修を行いました。そういうことで、世銀のセーフガードポリシーということを書きただけではなくて、これはこの10月から施行されるJBICのガイドラインにも明記されておりますが、その内容についての研修をいたしました。次のステップとして、今翻訳も進めておりまして、世銀の方で仮訳したものをJICAの審査部で確認して、それを世銀の東京事務所のホームページに公開することにしておりますので、この夏、英訳、和訳それぞれあるのですが、少なくとも世銀のセーフガードポ

リシーについては秋口には日本語がアップされることになると思います。情報としてお伝えしておきます。

○原科座長　そうですね。そういうことで、世銀のセーフガードポリシーも中身がより広く確認されると思います。

それでは、きょうのところはよろしいでしょうか。

最後にもう一回まとめますけれども、第3版で文言が確定しました。確定しましたので、確定版、同じものですが、これを見やすいようにしたものをつくっていただいて。

○事務局（杉本）　では、今は見え消しで入れておりますが、これもすべて反映して、きれいにしたバージョンで提示させていただきます。

○原科座長　そうですね。それで一覧表になっていけばわかりやすいから。

○事務局（杉本）　では、それでまた委員の方にメールでお送りするような形にします。

○原科座長　その上で、ケアレスミス等ございましたら御指摘いただきたいと思います。それには対応させていただきます。

それから、翻訳作業をお願いしますので、次回の委員会は8月の下旬ぐらいには可能でしょうか。それとも9月になってしまうのでしょうか。

もう一回言いますと、次回の委員会は異議申立に関して確認して、そのときは英文も用意していただいて、その場で文言が決まれば、パブリックコメントに合わせて書くという段取りがよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。それとも本文を先にパブリックコメントにかけて2段階でやるということもありますけれども、一遍にやってしまった方がいかなという感じがします。

○事務局（杉本）　そうですね。中でも議論したのですが、後から異議申立が追いかけて来ると、それだけを見ているとよくわからないというところがあるのかなとも思っております。セットの方がわかりやすいといえばわかりやすいのかなとは思っているのですが、

○事務局（天田）　差し支えなければ、セットでやらせていただければ。

○原科座長　皆さん、いかがでしょうか。

北村委員、どうぞ。

○北村委員　スケジュール感の共有だけさせていただきたいのですが、そうすると、次回までに異議申立制度の案文なり何なりをつくって有識者委員会で議論し、その結果できた案文も英訳した上で、例えば9月の中旬以降ぐらいに両方をパブリックコメントにか

けるというような流れですか。

○事務局（杉本） 大体そのようなイメージを持っております。

○原科座長 異議申立に関しては日本語と英語と合わせて用意していただいた方がスムーズに行くかなと思ったので。短いですからね。

○北村委員 そこから先、最後、完成版に至るまでの道筋はどうなるのでしょうか。

○原科座長 私のイメージは、昨年度中に終らせたいと申し上げて大分遅れてしまいましたから残念で、余り言いたくないのですけれども、早く仕上げたいと思います。9月のその段階で答えが出れば、それからパブリックコメントをお願いしまして、1年半ぐらいでしょうか。J B I Cも大体40日ぐらいやられましたので、1年半ぐらいお願いしまして。そうすると10月いっぱい終わって、11月ぐらいにフィードバックをこの委員会でやって、パブリックコンサルテーションはそれに合わせてやりますか。やはり同時に。

○事務局（杉本） 今考えておりますのは、パブリックコメントの間に、それを補完するような形で、J I C Aも主要都市にセンターがありますので、そういった会場を使いつつ開催するというものです。前回のJ I C Aのガイドラインでそういった形でやらせていただいたということがありますので、そんな形で今は考えております。

○原科座長 そのようにスムーズにいきますと、11月にはフィードバックの委員会を持てますので、11月に大体固めて、12月に内部手続に入っていただければ、2010年1月1日にはスタートできるかなと勝手に思っております。ただ、制定は1月1日でも、施行は4月1日とかになるかも知れません。それがスムーズにいった場合だと思います。ですから、今年度中にはでき上がるということを希望しております。そんなイメージでよろしいでしょうか。北村委員、そんな感じでございます。今のようなイメージでよろしいですか。

○北村委員 なるべく早くお願いしたいと、それだけでございます。

○原科座長 できれば2010年1月1日施行と。J E T R Oがそうだったですね。1月1日に制定・施行しましたのでね。我々もできれば1月1日の段階でスタートできればありがたいと思います。

それでは、きょうのところはここまでということでございますが、よろしいでしょうか。

日程は作業の進み方の関係もございまして、後日また調整させていただくことにいたします。

それでは、どうもありがとうございました。

午前10時53分 閉会